

土庄町農業委員会会議録

平成30年11月20日

出席委員

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 濱岡 重夫 | 佐竹 義光 | 中川 修作 | 中黒 哲也 |
| 森田 嗣洋 | 石井 正樹 | 平林 紀芳 | 三村 康 |
| 森 和志 | 濱中 紀仁 | 末長 顕悟 | 中野 博喜 |

欠席委員

佐伯 敏雄

事務局

事務局長 川本 公義 主任主事 三浦 博樹

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、11月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案がございます。

欠席委員として、佐伯委員が欠席です。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

中黒委員、森田委員よろしく申し上げます。

また、本日は、5月の農業委員会で決議を保留しておりました農地法第3条による議案第2号の件につきまして、譲受法人の会長にお越しいただいておりますので、申請地に係る豊島甲生でのオリーブ栽培計画について、ご説明いただきたいと思っております。それに対して、委員から質問があれば挙げてください。それでは、よろしく申し上げます。

(譲受法人会長)

貴重な時間を頂きありがとうございます。いま議長からお話がありましたけれども、具体的な計画とかそういったものを出せということでもありますけれども、現時点で、あそこをどういうふうにするとか、ではなくて、今、メインのところは、ほぼ水浸しになっている約10,000坪の、甲生の集落のすぐ横を購入して、客土して、オリーブを植えるという計画です。そのメインの土地をお話をしている中で、右も左も、山の方も買ってくれと、地権者の方から出てきているというのが、現状です。当初一年くらいで全て購入して事業に取り掛かるとい、計画でしたけれども、現在3年かかっておりますが、なかなか地権者の方

も、島外、豊島の外におられる方が多いので、遅れておるといのが現状でございます。

我々は、オリーブを栽培する企業でありますけれども、農業者でもあります。5月にどうい
う審議がなされ、なぜ、保留になったということが理解できませんので、その辺りを詳しく
く、ご説明を詳しく頂ければ、ありがたいと思います。

(議長)

我々は、大原則として、農地の番人という立場で活動しております。農地というのは、適
正に管理するという義務が課せられています。今まで、上庄の方は、計画どおりできてい
るようではありますが、大谷の方も動いているようであります。我々としては、農地の権利
移動が行われれば、その後、目標達成に向けて、速やかに動いて頂く。それを2年、3年塩
漬けにするというのは、本来の農地の権利移動からしますと、計画違反というか、目標が
達成できていないというふうに指摘されても、致し方ないといえます。また、我々が気を
付けているものが、法人が農地を購入する際は、投機的な農地売買が絶対許されないもの
であるというものです。転用においては別のことですが、計画が達成できていなければ、
勧告することもあります。農地を、投機目的で所有するのは、農地法上、許されてお
りません。それから、甲生の計画地において全体を購入してからでないと、工事ができな
いとお聞きしました。それについては、一斉に重機を入れないと、農地を動かさない、開墾、
整地ができない。何十台のトラックで土をいれないといけないという現状にあると思いま
す。それを考えると、購入した土地から順次、整地を始めていただく、というのが原則で
す。そのうえで、2,3年塩漬けになっているというのは投機的な目的を疑われる可能性があ

ります。これは、我々だけでなく、現地の農家の中でも、そういう疑いをもたれても、困るというわけです。一番の問題としては、2年3年と放置されているという点。しかも、次の段階で購入するときも、そういう書面が一切出てこない、というところにも疑念があったわけです。また、私が疑念を持ったのが、法人が権利移動をする場合と、個人が権利移動をする場合が混然としています。そうすると、実際の管理運営はどこがやっているのか、会社として管理を行っているのであれば、個人と法人間で契約が必要になると。そういった点も、疑念の対象となってきたわけです。なので、私が保留したのは、完全にダメです、ということでは保留したのではないです。そういうことをきちんと整理していただいて、この農地は何年ごろに整地・開墾をして、土づくりをしていくんだ、と。あそこは、かなりの土づくりが必要となると思います。その工程表なり、スケジュール表を示してください、というのを注釈つけたわけです。それが、提出されておられませんので、今まで、保留させて頂いているということです。また、以前の認定農業者の件が尾を引きずっているという部分があるということも、ご理解頂きたい。それに対して、きちんと説明頂きたい。本日はその説明を受けたうえで、再度、審議したいと思っております。他に、委員さんの中でご意見等がありましたら、先に話を出してください。

(佐竹委員)

計画図面を見た所、民家を含めた計画となっているが、その境界についてはどうするのか。

(譲受法人会長)

まずは、会長のご質問にお答えします。大谷地区については、やりきっておりますので、皆様にご確認いただきたい。認定農業者の件については、それをひきずるといのはちょっと、理由がわからない。次に、豊島の甲生で購入した土地を2年間、塩漬けしていると仰ったが、色々できて、初めて購入したのは今年の春です。また、購入したところから着手していくようにと仰いましたが、現状では進入路すらない状態ですのですぐに工事にかかるのは難しいところです。甲生で我々が購入したところで、もともとオリーブが植わっていたところはちゃんと管理を行っておりますし、ちゃんと農業を行っております。個人と法人が混在しておりますのは、それぞれ相手との状況、また、我々の内部の状況によるものです。ですので、農地で買ったものを転売して、利益を得ようといったことは一切ございません。これからも行う予定はございません。我々は農業を行う会社であり、オリーブを広めるためにやっておりますので、オリーブに一直線で行っております。

次に、佐竹委員からご質問頂いた住宅の件については、私がこの場で回答するものではなく、住宅が購入できれば、なんの問題も無いかと思えます。住宅が購入できなかった場合は、当然、2m、3m住宅から離して造成工事を行うと考えております。

(佐竹委員)

計画地内の住宅も買う予定ということか。

(譲受法人会長)

そうです。

(佐竹委員)

進入路が無いというのはどういうことか。県道に接しているところは何か所かあると思うが。

(譲受法人会長)

現地を見て頂ければわかると思うが、高低差が大きい。一番良いのは、西側のイチゴハウスの横から入るのが妥当であると考えている。その土地の所有者とは、現在も交渉を続けています。

(佐竹委員)

県道や町道から浜までは高低差があると思うが…。

(譲受法人会長)

1 mから2 mを客土する予定です。

(佐竹委員)

全体に？

(譲受法人会長)

はい。

(佐竹委員)

住宅部分が購入できなかった場合は、境界をきちんとつけるということですね。

(譲受法人会長)

当然に行います。

(議 長)

農地法3条関係で、最も早くでてるのが、平成26年に出ているかと思う。

(譲受法人会長)

あくまで、最初に購入したのは、今年の春です。相手の事情など、諸般の事情により、売
買ができませんでした。許可が出ているが、相手方からもう少し待つてほしいなど、色々
な状況がありました。

(議 長)

全ての譲渡人から購入したのが、今年ということですか。

(譲受法人会長)

そうです。まとめて、2日間で行いました。

(議 長)

平成26年に許可が出てから、そのまま置いておいたということですか。

(譲受法人会長)

そうです。我々の最初の目標としては、メインの10,000㎡を購入して、客土して、オリ
ーブを植える予定だった。

(議 長)

全体を一斉に工事を行うというのは不可能だと思う。端から端からやっていかないと。

(譲受法人会長)

その、端の部分がまだ話がまとまっていない。11tダンプが入れるような進入路となり
うる箇所は、ハウス横の一か所しかありません。

(議長)

図面で見ると、いくつかあるように見えるが。

(譲受法人会長)

そこは、ダンプが入れるほど大きな道ではないので、無理です。また、あの一帯は雨が降ると水没してしまって、農道も池になってしまっています。

(佐竹委員)

確かに、計画地は雨が降ると水浸しになる。

(譲受法人会長)

現在、雨が降らなくても水がある。沼地になってしまっています。豊島の何人もの方から、あそこを綺麗にしてくれるならありがたい、と言葉を頂いています。

(佐竹委員)

だいたい、どれくらいで形になりそうか？

(譲受法人会長)

当初は、1年で土地の話が全部できるという予定が、既に3年経ってしまっている。売
買の相手があることなので、ここで断言はできない。

それから、議長から先ほど農地の番人という言葉があり、それは理解しております。ただし、農地法の第1章の総則に「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し」とあります。我々は、これに基づいて日夜行動して、農業をやっておりますし、それは個人も会社も一緒です。一生懸命、オリーブを増

やしていくということ。皆さんご存知のように、現在、日本でオリーブの需要が高まっております。ものすごい産地間競争が行われております。数年前までは、日本の85～95%が小豆島でありました。今は、作付面積でいいますと50%強になっております。どんどん、産地間競争が出てきているのが現状です。そのような中で、しっかりと我々はオリーブに取り組んでいます。農地は農地として、農地でないところにも、雑種地にもオリーブを植えています。農地化を進めています。それなのに、我々の説明が不十分であったかもしれませんが、このように保留されると、色々な弊害が起きてきます。全てが遅れてしまいます。なので、計画を出すようにと言われても、交渉を進める中で、ここを買うならあっちも買って欲しいというような話になってしまっているのが現状であります。それを、ご理解願いたいと思います。

(議 長)

まず、我々が保留しているのは、甲生の一件のみです。それ以外は、許可してきました。ただ、色々な疑念が出てきましたので、保留した、というところです。その最たるものが、全く手つかずで置いておかれているということです。それについては、先ほど仰られたように、許可申請が出たけれど、購入していなかったということですが、我々は、聞いておりませんでした。ですので、それについて、我々に対してどうこう言われるのは、筋が違うかと思います。許可を出して、計画に向かって動いてくださいというのが原則であります。それが、一番早いもので平成26年に許可を出しているが、そこから3年ほど、動いていないということになります。それを具体的にどうするのか、ということ。まず、整地か

ら始めなければいけない、整地の前にも、今現在、植物がたくさん生えていますのでそれをそのまま埋め込んでしまうと、オリーブを植栽した後に、たくさん問題が出てきます。なので、草刈りから始めなければいけない。そういった、具体的な計画を示してください、ということ、注釈をつけて、保留したということです。ですが、我々の元にそれが届いていないという状態ですので、一方的に申請を却下しました、ということではありませんということをご理解いただきたい。なので、その計画の説明ということで、今回来て頂いてご説明いただいたということで、皆さんにもある程度分かっていただけたかと思います。そのうえで、他にもご質問があれば、挙げてください。

(中野委員)

私は豊島に住んでおるという関係で、色々とお聞きしたいと思います。

先ほど進入路ができれば、ということで交渉は続けておられるんでしょうけども、交渉が決着しましたら、すぐにでも始められるのでしょうか。

(譲受法人会長)

先に、議長の方にお答えさせて頂きたいと思います。一つ誤解があったなというのは、平成26年に許可を頂いておりましたが、地権者や地元の人に説明した中で、一斉に買い取ります、というのが当初の約束でした。ただし、話が決まったものから農業委員会へ提出をしていきますという話でした。ですが、2年も経った今年の春に、急いで買って欲しいという人もいたので、当初の予定を変えて購入したというズレがあることは理解しました。議長が、早くに許可を出したのにほったらかしだということ、を仰られているのは理解しま

した。ただし、先ほど説明したように、地権者らとの約束で一斉に行うという話になっていました。僕の中で、これならすぐにできるだろうと簡単に考えている部分がありました。ですが、土地のことですので、相続ができていないなど色々な問題があって、今年の春になって初めて購入したということです。

次に、中野委員からのご質問ですが、10,000 坪に 2m弱の客土をするとなると、工事に1年ほどかかるだろうということで、進入路が決まり次第、工事に着手したいというのは考えております。進入路も決まっていないのに工事にかかるというのはできない話です。今報告を受けているのは、だいたい出来つつある、ということです。それが今の現状です。

(中野委員)

沼地部分の件については、ご説明いただいてわかりましたが、他の地区でも購入されているかと思います。ここについては、埋め立てしなくても進められる土地ではないでしょうか。

(譲受法人会長)

それらについては、重機が入れるところと入れないところがあります。着手するにしても、メイン以外の左右を購入させてもらっていますけれど、オリーブを植えられる可能性があるところは全部植えたいとは思っております。

(中野委員)

他の購入したところを含めて、甲生地区を一気に工事して進めたいということですか。

(譲受法人会長)

まあ、ダラダラと長くは工事できないので、かかるのならば一気にやりたいとは思っています。

(中野委員)

私も現場は見させて頂いておりますので、重機が入らなくてもいけるところはだいぶあると思います。私が懸念しているのは、一斉にやらなければいけないと長引けば長引くほど、農地が荒れる問題がでてきます。農地が荒れる前に、一刻も早く、できるところから着手していただきたいということです。

(譲受法人会長)

メイン以外の東と西の箇所についてですか。

(中野委員)

そうです。

(譲受法人会長)

わかりました。そこについては、ひとつひとつの現場を確認して、着手できるものは着手していきます。

(中野委員)

よろしくをお願いします。

(譲受法人会長)

また、農地だけでなく、山林も一緒に買って欲しいというところがあるので、山林でも、オリーブを植えられるところは植えていきたいと思います。

(中野委員)

もう一点お願いしたいのが、メインの沼地部分についてですが、近くに民家が点在しています。そこを造成した時に、排水路とか、色々な問題が出たときには、真摯に対応していただきたいと思います。

(譲受法人会長)

もちろん行います。先ほど佐竹委員が挙げられた中央の一軒があります。そのすぐ近くの一軒は購入しているところもあります。そこについては、2mほど客土した時に家が埋没してしまい、暗くなってしまう可能性はあろうかと思っています。その場合は 2、3m引いて、造成を行うなど、対策は行います。また、水の問題については、地元の説明した時も心配する声が上がっておりました。真ん中の一軒については、きちんと説明し、排水等についてご迷惑をかけることは無いようにいたしますと、約束をしております。所有者の親族にも購入についてお話ししており、タイミングが合えば、購入する形になるんじゃないかな、と思っております。

(佐竹委員)

同じようなことですが、ハウスのところから入って、どのように仕上げるかという計画はできますか。

(譲受法人会長)

現時点では、工事の見積をしようもない状態です。アバウトに 10,000 坪をやったらこれくらいかかるだろうというのは頂いています。ですが、ハウスの横から入って、手前から

順にやるというように、今、考えを切り替えております。そしたら、ちゃんと、我々が事業を行うことができるんだ、ということを奥側の地権者の方にも理解していただけるだろうと思います。ですので、今一番注力しておるのは、そのハウスの横の進入路部分です。

(佐竹委員)

一気にとはあるが、かなりの面積なので、中心なら中心だけでもやっていただいて、次々にやっていただいた方が、我々としては分かりやすい。

(譲受法人会長)

工事のやり方を考えても、それは無理です。手前からやらないと、飛び飛びで土を入れることは難しいです。

(佐竹委員)

ハウスに近い辺りは購入されていると思うが、もう少し東側の中心辺りは、まだ話がついていないということか。

(譲受法人会長)

そうです。現在進行中です。当初の考えよりも、遅れております。最初は1年でやりたかったが、既に3年経過してしまった、ということです。

(佐竹委員)

客土の土というのは、山を切ってそこにも植えたいと言っていたが、その山の土を持ってくるのか。

(譲受法人会長)

それは、色々な方法を考えています。まだ決定には至っていません。

(佐竹委員)

よそから持ってくるのか。

(譲受法人会長)

よそからは持ってきようがないと思うので、それは無いと思います。まず、陸揚げする
ような場所もないし、コストも上がるので。

(石井委員)

先ほどから言っておる進入路のことですが、ここは見込みがあるのですか。

(譲受法人会長)

見込みは、あると思います。

(石井委員)

確約できるような、相手方の見込みはありますか。

(譲受法人会長)

確約できるような、というか、間に入っていたいただいている方の報告によると、もう少し
だ、という感じですね。

(石井委員)

この進入路ができないと、計画が進めないということですね。

(譲受法人会長)

できない、というわけではないが、できにくい、ということです。高低差がありすぎて。

だから、なんとかハウスの横を購入して、進めたいと考えています。現場で色々と議論したのですが、それしか方法はないだろうということでした。浜側から持っていけないかということも考えましたが、お墓や民家があるので不可能でした。

(石井委員)

進入路については、厳密には未定ということか。

(譲受法人会長)

まあ、今月買えるか、来月買えるかということでは、今はわからない。ただ、可能性は高まっているという話です。

(石井委員)

見込みはある、ということですね。

(譲受法人会長)

見込みはあるが、計画とか、工程表としては作りようが無いというところですよ。

(石井委員)

最悪、進入路予定の土地の地権者が嫌だといったら、進入路は無いということですね。

(譲受法人会長)

そうです。

(石井委員)

そうすると、計画そのものがなくなるということですか。

(譲受法人会長)

その場合は、なんとかそれ以外の方法を考えないといけないです。無理してでも浜の方から入れるようにするとか、ですが、墓などがあってちょっと難しいです。その進入路が最初から無理だということであれば、そういう計画は立てないが、地権者に当たった結果、その可能性が高いということで、計画を立てています。

(議長)

他に質問はありますか。

(末長委員)

これは、10年20年かかることもありますか。

(譲受法人会長)

来年くらいには、形ができると思っています。

(末長委員)

先ほど中野委員からあったように、全て造成しなければいけないということではなかったもので、できるところから…。

(譲受法人会長)

そこに関しては、我々もメインのところしか考えていなかったもので、中野委員が仰られたように、そのとおりだな、とわかりましたので、今後検討していきたいと考えています。

(末長委員)

11t ダンプでないと、造成できないということはないと思います。小豆島でも、11t が入るところはたくさんは無いです。

(譲受法人会長)

11tというのは、メインの湿地のところだけです。10,000 m²ですので、2t や 3t ではなかなか終わらない。

(末長委員)

できるところからやるという、やる気を見せることが大事かと。

(譲受法人会長)

我々としては、湿地のところだけを購入したかったが、地権者の方があっちもこっちもということで、西も東も購入したということです。ですので、当初の考えとは違うところも、購入したという土地です。

(末長委員)

西も東も、オリーブということで申請が出ているのか。

(譲受法人会長)

はい。オリーブを植えます。ただ、植えるタイミングは、メインのところと同じ時に一斉にと思っていましたが、先ほど中野委員が言われたように、山林状態の所はどうしようもないが、植えられるところはどんどん植えていけるよう検討していきたいと思います。

(議長)

他に質問はありますか。

無いようでしたら、これで説明は終わり、審議に入りたいと思います。

(中黒委員)

一点お聞きしたいことがあります。先ほどご説明があったように、個人名で買われている土地と、会社名で買われている土地があるんですけども、中の色々な事情があるのは分かります。我々が判断する中で、その違いについて、差し支えない範囲で構わないのですが、教えて頂ければ。

(譲受法人会長)

それについては、我々も、農業をする資格がありますので、ケースバイケースである、ということです。相手の状況とか、色々な状況があるとはしかお答えのしようがありません。

(議長)

我々としてはそれは理解できるが、申請の際にそういった注釈を示していただければ、分かるわけです。また、個人又は法人で借りている土地について、それぞれきちんと運営、管理を分けて行っていますか。

(譲受法人会長)

個人で借りた土地は個人で収穫等を行っています。

(議長)

もし、個人で借りた土地を会社で利用しているのなら、利用権設定を行うなど、正しい運用を求めます。

(譲受法人会長)

個人で運用している土地については、今後、時期をみて、できる場所があれば個人から会社へ移していく予定ではあります。

(議長)

よろしく申し上げます。

他に質問等ありませんか。無いようでしたら、これで説明は終了し、審議に移りたいと思います。ありませんか。それでは、長時間ありがとうございました。

(譲受法人会長)

ありがとうございました。

<譲受法人会長 退出>

それでは、議案審議に入りたいと思います。

続きまして、議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第1号第21番について、欠席の佐伯委員に代わりまして事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号第21番については、譲渡人は最近体調を悪くされ、耕作を続けることが難しくなったそうです。身近で耕作できる人を探していたところ、地元で広く農業を行っている譲受人が挙がり、売買に至ったとのこと。譲受人は熱心に農業に従事しております

ので、特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

事務局からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第21番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第21番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第1号第22番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第1号第22番については、場所は、大木戸の米屋さんの脇の道から100mほどあがったところです。譲渡人は高齢で耕作は難しく、代わりに耕作してくれる人を探していたところ、譲受人が挙がったとのこと。譲受人は、現状、1反ほどの農地を持っており、毎日、耕作をされておりましたが、今年免許を返納し、あまり毎日通えなくなったので、近くで野菜が作れるところはないかなと探していたそうです。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第22番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第22番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第23番について、濱中委員からご説明をお願いします。

(濱中委員)

議案第1号第23番については、兄弟による共有名義の土地の持分統一の案件です。譲渡人は島外在住であり譲受人の弟にあたります。譲受人は熱心に農畜産業を行っておりますので、特に問題は無いかと思えます。

(議長)

濱中委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第23番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第23番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第24番について、平林委員からご説明をお願いします。

(平林委員)

議案第1号第24番については、譲渡人と譲受人は兄弟関係にあります。譲渡人は島外に在住しており、島内にすむ譲渡人の兄へ譲渡するとのこと。譲受人の自宅から30mほどの所にある農地であり、以前から譲受人が菜園をされておりました。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

平林委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第24番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第24番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号「農地の転用に伴う権利移動承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書2ページ、審査書を基に説明。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第2号第11番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第2号第11番については、譲渡人は譲受人の母であり、自己住宅建築のための転用案件です。登記地目は雑種地ですが、オリーブを植えて農地課税されておりましたので、農地法による転用申請をしております。もともとはT字形の土地でしたが、分筆し、進入路及び宅地部分となるような形にしております。隣接地は宅地であり、周辺に農地としての影響を与えるものではないと考えられます。特に問題は無いかと思えます。

(議長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。
質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第11番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第11番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第2号第12番について、三村委員からご説明をお願いします。

(三村委員)

議案第2号第12番については、自己住宅建築の転用案件です。譲受人と譲渡人は叔父甥の親戚関係にあり、譲受人は申請地の隣接地で自営業を営んでおります。現在は借屋で生活しており、子どもが生まれる予定もあるため、便利の良い本申請地に住宅を建築する

とのこと。この土地は、農振農用地でしたが、除外手続きも完了しております。排水等につきましても、既存の接骨院のものを使用とのこと、問題はありません。現状は耕作されておらず、特に問題は無いかと思います。

(議 長)

三村委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第12番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第12番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第2号第13番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第2号第13番については、本申請地は、現状使用している自宅に隣接しており、ガレージとして使っております。こちらを今回、譲渡人の方へ所有権移転という形になります。無断転用として、申請頂いております。現状、そういった形で使われておりますので、問題ないかと思います。

(議 長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第13番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第13番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画承認について」「農地利用配分計画承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書、追加資料を基に説明。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第3号第2番、第3番について、濱中委員からご説明をお願いします。

(濱中委員)

まず、議案第3号第2番については、以前から譲受人が県道から中道に入るところでオリーブを植えております。その上側2枚の土地で、譲受人が増反という形で、借り受けるという話です。

次に議案第3号第3番については、この件も、中道を入れていったところ、現在、譲受人がオリーブを植えているところの隣接地です。また新たにその土地を借りるということで、耕作放棄地の解消にもつながるということで、問題は無いかと思えます。

(議 長)

濱中委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第2番、第3番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第2番、第3番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、追加議案について、事務局からご説明をお願いします。滝宮の無断転用の件です。

(事務局)

議案書を基に説明。

(議 長)

無断転用から2年ちょっとかかりましたが、農振除外を行い、農地転用書類が出てきましたが、この件につきまして担当地区の石井委員から何かご意見ありますか。

(石井委員)

譲受人と譲渡人は親子か？

(事務局)

関係は全員親族です。譲渡人が母、譲受人が子です。

(議長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

追加議案について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

追加議案について、原案のとおりご承認いただきました。

次に、5月に保留しており、冒頭でご説明いただいた案件につきまして、皆さまお話を聞いて頂いたとおり、所有権移転について、改めてお諮りします。何かご意見はありますか。

(中黒委員)

審議とは直接関係ないかもしれませんが、3条許可後の計画実施までの、登記までの期間があまりにも不明確だったこともあり、今回のような事態が起こったと思うのですが、事務局を含め、聞くこともひとつだとは思いますが、法律上、期限無くできるということでしょうか。

(事務局)

すみません。知識不足で、期限があるかないかというところはこの場ですぐにはお答えできませんが、法務局で登記ができているということは、できる、ということに結果的になるかと思います。実際にできているというのは置いておいて、一度、確認します。

(議長)

法律上の問題は事務局から確認してもらって、後日、報告いただこうと思います。許可

が下りたのちに、そのままになっているというのであれば、計画変更など、勧告をすることとはできるのだろうと思います。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 新農業委員について

(事務局)

応募を頂いておりますので、12月の土庄町議会で承認を頂く予定です。

○ 農業委員・最適化推進委員研修会について

(佐竹委員)

以前周知のあった研修会は、小豆島町と合同でバスを借りていきますので、まだ行けま
すので事務局に申し込んでください。

○ 来月の委員会について

開催日時 12月20日(木) 午後1時半～ 役場2階 会議室

(議長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 15時40分

議事録署名人 議長 濱岡 重夫

議事録署名人 中黒 哲也

議事録署名人 森田 嗣洋